

## 情報通信審議会 情報通信政策部会（第53回）議事録

1 日時 平成29年7月14日(金) 10時00分～10時50分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

須藤 修（部会長）、近藤 則子、谷川 史郎、中澤 清孝、藤沢 久美、  
堀 義貴、三尾 美枝子（以上7名）

(2) 臨時委員（敬称略）

村井 純（以上1名）

(3) 総務省

太田 直樹（総務大臣補佐官）

(情報通信国際戦略局)

今川 拓郎（情報通信政策課長）

(情報流通行政局)

山田 真貴子（情報流通行政局長）、奈良 俊哉（大臣官房審議官）、

吉岡 てつを（大臣官房審議官）、鈴木 信也（総務課長）

豊嶋 基暢（情報通信作品振興課長）

(4) 事務局

椿 泰文（情報通信国際戦略局参事官）

4 議 題

報告事項

① 「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について

【平成27年9月25日付け諮問第23号】

② 「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の

在り方」について 【平成28年10月19日付け諮問第24号】

## 開 会

○須藤部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまより情報通信審議会情報通信政策部会（第53回）を開催いたします。炎暑かつご多忙のところご参集いただきありがとうございます。

本日は、構成員15名中8名が出席していらっしゃいます。情報通信審議会令の第7条第1項を満たしております。定足数を満たしておりますので、有効に成立いたします。

初めに、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局よりご紹介いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○樫参事官　はい。それでは、異動があった総務省幹部を端から順にご紹介いたします。鈴木情報流通行政局総務課長。

○鈴木情報流通行政局総務課長　よろしく願いいたします。

○樫参事官　奈良大臣官房審議官。

○奈良大臣官房審議官　よろしく願いいたします。

○樫参事官　山田情報流通行政局長。

○山田情報流通行政局長　よろしく願いいたします。

○樫参事官　今川情報通信政策課長。

○今川情報通信政策課長　よろしく願いいたします。

○樫参事官　私、樫もこのたび異動で情報通信国際戦略局参事官となりました。よろしく願いいたします。

○須藤部会長　以上ですね。

○樫参事官　以上です。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従って議事を進めますけれども、その前に本日は総務省から太田大臣補佐官にご出席をいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○太田大臣補佐官　おはようございます。皆様には日ごろから情報通信行政に関して貴重なご意見、ご協力賜りましてありがとうございます。本日、議題が2つあるのですが、須藤部会長はじめ皆様に議論していただいて、2つご報告がございます。1つは「I o T／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」ということですが、中間答申が今年の1月にございましたけれども、そこから半年の間にアップデート

がございまして、幾つか重要な方向性というのが打ち出されてございまして、ぜひ今日はそちらをご議論いただければと思います。

主な項目としてICT人材育成、これはもう永年課題だと言われておりますけれども、経産省とも協力した形でとても踏み込んだ内容になっております。それから、将来に向けた話として認証基盤、これをどのようにマイナンバーカード等を使っていくのかという話。それから、今年5月に改正個人情報保護法が施行されましたけれども、これからデータ利活用という中で、個人情報をどう使っていくのかということで、より個人が自分のデータをどのように使うのかというのをコントロールできる形でパーソナルデータを活用するというような、ちょっと言葉としては情報銀行という、なかなか誤解を招く言葉ではあるのですが、意味としてはさまざまな病院とか、学校とか、企業とかに散らばっている個人情報、個人情報と言いながら企業とか団体が管理している情報を自分がもう少しコントロールしていくという方向についても検討されております。それから、データ取引市場が海外では立ち上がっておりまして、これは個人データだけではなくて、いわゆる産業データも含めて流通しておりますけれども、我が国においてはどんなルールでやっていったらいいのかというようなところに関して、取組がこの半年で進んでおります。それが1つの項目でございまして。

それからもう1つ、分野は異なりますけれども、放送の部分でございまして。これも、昨日も活発な議論が委員会でありましたけれども、インターネットのトラフィックの実に9割近くが映像になっている中において、なかなか日本においては、永年言われております放送と通信の融合というのはまだ起こっていないところがございまして、放送のコンテンツがどういうふうに通信用の中に、いわゆるネット配信ですね、流れていくのかということに関して、これも半年の間はかなり検討が進んでおります。具体的な項目としては、ちょっと技術的なところになりますけれども、配信基盤、これをどうやっていくのかということが1つございまして。それから、コンテンツを、ネット配信を念頭に置きまして、製作・流通をどうさせていくのか。具体的には例えば著作権等の話も入ってきますけれども、そういった点がございまして、これは結論というよりは、今後に向けた検討課題がある程度具体的に見えてきたところかと思っておりますけれども、そういった内容がございまして。

今日はその2つが中心になるかと思っておりますけれども、ぜひ皆様の幅広いご経験、ご見識から意見をいただいて、活発なご議論をいただくとともに、引き続き情報通信行政に

いろいろご協力をお願い申し上げます。以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。ネットのコンテンツ、約9割がムービーということですので、ビット数で換算しているのでしょうけれども、どうしても容量がかさみますので、それ自体インターネットのインフラをまた整備をかなりしなければいけないということだろうと思います。ありがとうございます。それに合わせていろいろな政策もまた打たなければならないだろうと思います。

## 議　題

(1) 報告事項 「I o T／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について【平成27年9月25日付 諮問第23号】

○須藤部会長　　それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題は2件でございます。初めに、諮問第23号「I o T／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」について審議いたします。

それでは、I o T政策委員会の主査でいらっしゃいます村井臨時委員より、委員会からのご報告をお願い申し上げます。

○村井臨時委員　　I o T政策委員会の議論を踏まえまして第四次の中間報告書を取りまとめましたので、主査である私のほうから資料53-1-1に沿って概要をご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。本中間報告は、今年の1月に第三次中間答申として取りまとめてご審議いただいたI o T総合戦略において提言された施策について、進捗状況の確認、およびP D C A確保の観点から施策の目的、実施、スケジュールを明確にしたものでございます。第三次中間答申以降、まずI o T総合戦略を踏まえまして、人材育成ワーキンググループでのさらなる検討を進め、基本戦略ワーキンググループでは、そのもとにブロックチェーン活用検討サブワーキンググループ、データ取引市場等サブワーキンググループを新たに設置して、施策を具体化する検討を行いました。

第2に、マイナンバーカード利活用推進ロードマップの策定・公表、電子委任状の普及の促進に関する法律の成立・公布など、昨年12月に施行された官民データ活用推進基本法に基づく施策を推進するという内容、第3に、平成29年度の予算を着実に実行

に移すことで施策を具体化するという、主に3つの動きを踏まえた改定となっています。具体的な進捗状況は3ページから24ページまでにございますけれども、IoT総合戦略に提言された施策ごとに、ページの上段に当該提言に示した施策の目的、背景、実施の主体、スケジュール等の概要を記載してあります。ページ下段のほうにはこれらの取り組み状況、および今後のスケジュールと実施主体などを明らかにするということでまとめておりますので、そのようにご覧になっていただければと思います。

まず、3ページ目ですけれども、ネットワーク層です。ソフトウェアでトラフィックを制御していく技術が急速に発展しております。ソフトウェア・ディファインド・ネットワーク、ネットワーク・ファンクション・バーチャライゼーションということで、SDN/NFVという言葉を使っています。この実装化を議論してきたということでございます。ページ上段をご覧くださいますと、第三次中間答申の提言内容を示しております。その後の議論に基づきまして、人材育成ワーキンググループで夏までに結論、本年中に訓練を開始するという事を申し上げておりました。ページ下段をご覧くださいますと、進捗状況とスケジュールが記載してありますけれども、実際に提言していたスケジュールや内容に基づきまして本年の5月に取りまとめを行いまして、予定どおり秋から産学の関係者が協力した推進体制を整備して、本年度内の実習訓練の開始が順調に進んでいく運びでございます。

8ページ目をご覧くださいますと、今度はプラットフォーム層の認証基盤です。こちらはマイナンバーカード関係の取り組みの進捗状況を記載しております。マイナンバーカードの利活用推進ロードマップを策定・公表、電子委任状の普及の促進に関する法律については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、さらにブロックチェーンの技術活用のあり方について検討しましたので、こちらを説明いたします。

ブロックチェーン活用検討サブワーキンググループが検討を進めまして、ブロックチェーンというのは、もとはビットコインのプラットフォーム部分でございましたけれども、その特徴である、改ざんができない、あるいは過去の記録が信頼できるということで、政府の情報システムなど、金融以外の具体的なユースケースについての検討が行われました。また、電子委任状の制度や、公的個人認証の活用というフィールドを考えつつ、推進体制を整備、実証実験を実施して、運用面、ルール面の課題を整理するという事にしました。この結果を踏まえて、来年度をめどに革新的な電子行政に向けた計画を策定できるのではないかと議論をいたしました。

9 ページ目をご覧ください。同じプラットフォーム層ですけれども、いわゆる情報銀行、あるいは情報信託銀行です。こういった実証実験として「I o Tおもてなしクラウド事業」を実施して、機能検証とともに情報信託機能を担う者の信頼性の担保の必要性、あるいは第三者提供に係る同意取得、制度上の課題が明確化されまして、本年6月の「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において報告が行われました。

この取組に関しましては、17ページのサービス層のページに移りますけれども、こちらをご覧ください。データ取引市場等サブワーキンググループで議論、検討が行われまして、その中のプレーヤーの1つである情報信託機能を担う者に加えて、データ取引市場を運営する者についても必要なルールの検討を行いました。検討の結果、データ取引市場を運営する者、情報信託機能を担う者、それぞれについて一定の要件を満たした者を社会的に認知する、そのために民間の団体等によるルールのもとで任意の認定制度が実施されることが望ましいという結論を得ました。民間団体による本年中の認定業務着手が期待されておりましたので、政府としても必要な支援、検討をさらに進めるということでございます。

18ページ目をご覧くださいと、スポーツ分野のデータ利活用の検討を進めることとされておりましたけれども、スポーツデータ利活用タスクフォースを設けまして検討を行いました。デジタルスタジアム、データ利活用という2つの観点で提言が取りまとめられました。デジタルスタジアムは、無線LAN、4K・8K技術のサイネージ、高度な映像技術を使った中継等、スタジアムのデジタル化というのが全般的に議論されました。データ利活用は、スタジアムの中でのスポーツデータやバイタルデータ、あるいは一般の人の健康促進が図られるような官民連携した取り組みを強化していくということで、今後の予算要求に反映されていく予定でございます。

続いてレイヤー縦断型の政策に移りますけれども、22ページをご覧くださいと、地域のI o Tの普及促進のための取組が大変重要だということで認識されております。まず、データ利活用スマートシティということで、ICT街づくり推進会議スマートシティ検討ワーキンググループで検討を行っていただきまして、本年3月に短期、中期、長期の実施すべき項目が整理されました。今年度にスマートシティを推進する体制の整備を行い、夏から全国数カ所でモデル事業が実施される予定でございます。また、地域の中小企業の生産性の向上、これがICT、クラウドサービスとともに大変重要になっ

ていくという位置づけで、普及・啓蒙活動を充実させていくということにしております。

25ページから28ページまでですけれども、これらの文章は、6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」、および「世界最先端IT国家創造宣言」「官民データ活用推進基本計画」という5月30日閣議決定の内容からの抜粋でございます。本審議会での議論がおおむね政府の方針に反映をされているということを示すためにこの資料を追加しております。

また、今までの説明の中で触れさせていただきましたけれども、資料53-1-2は人材育成ワーキンググループのディテール、53-1-3はブロックチェーン活用検討サブワーキンググループ、53-1-4はデータ取引市場等サブワーキンググループの取りまとめの本文になります。後ほどご覧いただければと思います。

以上、駆け足でございますけれども、第四次中間報告書の概要ということでご説明申し上げましたので、本日もご審議いただければと思います。

なお、本中間報告書に記載した施策に関しましては、内閣官房、総務省、経済産業省などの関係省庁が一層緊密に連携をして、データ主導社会の実現に向けて取り組んでいくということが不可欠でありますので、今後引き続きIoT政策委員会等の場においては進捗状況のレビューを行うことにしております。施策の評価に当たっては統計その他の、エビデンス・ベースト・ポリシー・メーカー、ポリシー・マネジメント、EBPMの視点を踏まえまして実施をしていくということにいたしました。以上で私の報告とさせていただきます。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。どなたでも結構ですので、挙手の上、ご発言ください。いかがでしょうか。

谷川委員、何か。

○谷川委員 ご指名ですので、口火を切らせていただきます。

○須藤部会長 お願いします。

○谷川委員 ありがとうございます。私のほうはブロックチェーン活用検討サブワーキンググループの主任を担当させていただきまして、そちらにつきましてはこの報告書の中にもありますけれども、ぜひとも行政でひとつ見本をつくっていただきたいなと思っております。その点、もう一回強調させていただければと思います。

あと1点は、この報告書の中で全体、大変網羅されてカバーされているのですけれど

も、この委員会のときにもちょっとお話しいたしましたけれども、ちょうど資料53-1-1の2ページ目の絵の中で、多分このレイヤーの下にある基盤、特にクラウドの基盤と言われている部分について、次のステップでどんな対応が日本に必要なのかというように深掘りをぜひしていただけたらと思います。今日の日経新聞でも、クラウドの基盤を持っているところに資本が集まり、人材が集まりという議論がありましたけれども、その部分はそっくり日本から抜けているということで、ただ、今回はそこへ触れるのがメインではありませんので、こういう格好になっていますけれども、この次のステップとして、我々はそこをどうするのだろうと。持たないという選択肢もきっとあるのだと思います。持たないなら持たないでどうやっていくのか、それから、少なくともこの部分は持とうと、例えば国の安全保障上も持つべきだというような議論もあろうかと思いますが、ぜひそんなことが今後の展開の中でご議論いただけたらと思います。私からのコメントでございます。

○須藤部会長　　どうも、重要なお指摘ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○近藤委員　　はい。

○須藤部会長　　どうぞ、近藤委員。

○近藤委員　　近藤でございます。報告書の25ページにICT人材育成のところでは学校でのプログラミング教育を通じて云々とあるわけですが、実は高齢者の方もプログラミング教育というか、大変関心が高まっております、私たち毎年「ひな祭り」、七夕祭りというパソコンボランティアの交流を支援するイベントをやっているのですが、今年82歳の若宮さんが「hinadan」というiPhoneアプリをリリースしたら、CNNに載った途端にいきなり40の国に翻訳されまして、毎日のように、きのうはAFP通信、今夜はNHKのBSで「国際報道2017」かな、で報道していただくのですけれども、大きな反響がありました。7月7日にティム・クックさんに呼ばれた話をフェイスブックライブというので配信したところ、13万ぐらいのリーチがあって、8,000ぐらいのアクセス数があるんですね。

だから、そういうICT人材育成だと、学校のプログラミング教育というと、学校だけと多分読み取れちゃう。そうではないのだろうと思うのですけれども、地域においてというところが、学校教育だけではなくて、地域の中の私たちのようなおばあちゃんたちも参加できたり、一緒に何かやれるようなこともあわせて盛り上げましょうみたいな機運になっていただけると、今川課長にもご出演いただいて、推進してほしいとエール

を送っていただいたので、まだ発表できる段階ではないのですが、みんなとても張り切っております。これからみんなで、プログラムの勉強をしていきたいという人たちを盛り上げていきたいと思いますので、ぜひ応援していただけたらと思います。

以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。プログラミング教育は極めて重要で、これは太田補佐官はかなり力を入れてらっしゃいまして、私も一緒に文科省、総務省、経産省のコンソーシアムに入っておりますけれども、初等教育から高齢者まで、やはり私がずっと言っているのは、パイソンを学ばせないと人工知能のプログラミングはできないので、ほとんどがパイソンで動いていますので、それから、データ分析のソフトのRもパイソンでスクリプトが書かれていますので、そこら辺が必須の領域になるのかなと思いますので、総務省からもそこら辺は誘導していただければと思います。

○太田大臣補佐官　　ちょっと一言だけ。今、近藤委員から大変貴重な、しかも大事なご意見いただきまして、具体的なお話で1つご紹介申し上げたいのですけれども、まず、前提としては今まさに須藤部会長におっしゃっていただいたように、プログラミングに関しては文科省、経産省と総務省が初めて連携をしております。それで、その中で、背景としてはもういろいろ報道されていますけれども、今度の学習指導要領が社会に開かれた教育課程となっております、幾つか意味があるのですけれども、教育の資源として、今いらっしゃる教員の方というのがもちろん中心ですが、地域の方も社会に開かれたという中でいきますと、教育の中にかかわるという方針が出ております。

申し上げたかった具体的なことは、総務省の事業の中で、プログラミングの実証実験をやっております、その中で、先生とは別に教室に入ってプログラミングに対して小学生、中学生、児童にお手伝いをしていただいているメンターの育成というのをやっております、今、200名ぐらいメンターがいるのですけれども、これは高校生から大学生、それから実は、地域の方もメンターとして入っていただいております、この中で、ほんとに地域がそれをきっかけに、まさに須藤部会長がおっしゃったように変わるみたいなどころがありまして、そこはかなり手応えを感じております、引き続き文科省とも連携して、もちろん先生がプログラミングの恐怖感をなくすというのが大事なのですけれども、地域の方も、高校生、大学生も含めてかかわってもらおうというのが、かなり手応えが見えておりますので、引き続き進めてまいりたいと思っております。大変貴重な意見をありがとうございました。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。三尾委員、お願いします。

○三尾委員　　引き続き人材育成の観点なのですが、このカリキュラムを非常に楽しみにしているのですが、ITの分野の若い方々というのはわりと転職を重ねていくような活動をされていて、いい就職口に対して目ざといといいますか、非常に考慮が進んでいると思うのですね。ですので、出口的にこのような勉強をして、スキルを積んだらいいところに就職できるというわかりやすいスキルアップの方法としての勉強ということを出してあげないと、なかなかいい人材が集まってこない、このカリキュラムを使いたいと思わないのではないかと思うのですね。ですので、就職先とか、お給料の水準とか、そのあたりも含めて、国が考えることは少ないと思いますけれども、検討いただきたいと思います。

○須藤部会長　　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見ないということですので、非常に有意義なご意見、それぞれ谷川委員、近藤委員、太田補佐官、三尾委員からいただきました。しかし、本報告書の大きな修正をせよという意見ではございません。そういうものはなくて、これを進めていって、より重点的にやるべきはここであるというご意見をいただいたと思います。

つきましては、本報告書については7月20日、来週木曜日に開催予定の情報通信審議会総会において、当部会から第四次中間答申案として提出したいと思っておりますけれども、ご了承いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

## (2) 報告事項 「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について【平成28年10月19日付 諮問第24号】

○須藤部会長　　続きまして、諮問第24号「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について審議いたします。

それでは、放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の主査でいらっしゃいます村井臨時委員より、委員会からの報告をお願い申し上げます。

○村井臨時委員　　それでは私のほうから説明をさせていただきます。当委員会は平成28年11月24日に第1回の会合を開催しまして、これまで8回の会合を開催いたしま

した。5月27日から6月26日にかけて、中間報告書案に関する意見募集、パブリックコメントを実施しまして、いただいた意見を踏まえ、昨日、13日の第8回会合でその反映をいたしまして、中間報告書を取りまとめたところでございます。

背景といたしまして、ブロードバンドの普及やデバイスの多様化、スマートフォンやタブレットなどの高機能化、多様なプラットフォームサービスが次々と出現しているという状況、4K、8Kといった高品質の映像、輝度に関するHDRのような技術、それから今、音声の高度化というのも進んでおります。そういう意味では質の高い放送コンテンツが次々と製作され、既に一部の経路での流通が始まっておりますので、それが全体的な放送事業との関係でどういう位置づけになるか、このための課題を抽出、整理を行いまして、具体的な取り組みを示していくということが検討の内容でございます。そのような背景が1ページに記述してあります。

2ページをご覧くださいと思います。放送コンテンツの視聴環境の変化というのはいろいろなところで出ていますけれども、スマートフォンの普及による視聴デバイスの変容、若者を中心としたテレビの視聴動向の変化、また、NetflixやHuluなどのサービス事業者の参入で、動画配信サービスというサービス体系は非常に拡大・多様化し、はやり始めているということでございます。そのため、4K・8K放送、あるいはネット配信に関する取組を放送事業者もみずから検討を開始する、あるいは開始しているという状況でございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。海外では同時配信サービスが見逃し配信と組み合わせられて展開されているということでございますし、リアルタイムのYouTube TV、TVplayerのようなものも開始されているということでございます。そういうアーカイブ型のオンデマンド配信と、リアルタイムのサービスが組み合わせられているところが特徴になるかと思えます。

4ページ目をご覧くださいますと、この委員会では、これまでの放送事業者のネット配信の取組を踏まえまして、テレビで放送しているものと同時にインターネット上でのストリーム配信をするのが同時配信でございますけれども、同時配信に当たっての課題として、「放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークの在り方」、それから、「放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保」に関する検討を行いました。

5ページ目をご覧くださいますと、モバイル・PC向け同時配信ということで、議論の内容を示しております。つまり、放送事業者が多様なデバイスに対してインターネッ

ト上の配信をするときに、どのような配信環境ができるのかという視点でございます。サービス内容に応じて必要となる機能、システム構成のパターンの整理、そして、コストの試算も行いました。コストの試算は、技術的には、普及した後と普及する前で相当変わりますので難しいのですけれども、さきほど申し上げましたように、既にそれに着手をしている事業者等がございますので、そうした経験をもとにして抽出された課題、あるいはコストの試算を取りまとめたところでございます。

そこからあぶり出された課題に関しまして、複数の放送事業者、通信事業者が連携した実証実験を通じて、災害情報の配信、字幕の表示、地域制限など、放送の同時配信として必要となり得る機能の洗い出し、および、同時配信が本格化したときに想定されるアクセス集中時のトラフィックの対応などを検討いたしました。試算したコストも5ページに記したとおりでございます。

6ページ目をご覧くださいますと、こちらは、ネットワークそのものに対する負荷はどのようになるかということでございます。4Kのコンテンツを同時配信いたしますと、その大量なトラフィックがインターネット上を流れます。これをさばく方法は大きく2つの技術があると言われていまして、CDN、コンテンツデリバリーネットワークを使う方法と、マルチキャストという技術を使う方法があり、いずれの方法も我が国では大変活発に進んでいるところでございます。特にマルチキャストはこれだけのボリュームで健全に動いており、具体的には、ひかりTVというNTTのサービスは、世界の中でも最大規模という状況でございます。ただ、これをいろいろなインフラに広げていくとなると様々な課題が生じますので、地方の放送事業者が参画する実証事業を通じて、規格の推進団体が中心となって、技術的な検討を進めていく必要がございます。6ページには、このマルチキャストとユニキャストとの利益分岐点があるのですけれども、そのような技術的な基盤の検討を行いまして、今後取り組むべき事項としての洗い出しを行いました。

7ページ目をご覧くださいますと、今度は、コンテンツの内容でございます。適正な製作取引をどう推進するかということに関する民間ベースでの対話・情報共有の場として、放送事業者と番組製作会社の双方が参加する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を設立して、今後検討を進めていくという体制を整備いたしました。本年6月に、設立が実現したところでございます。当審議会といたしましては、今後、同協議会による取り組みが実効性のあるものとなるよう、関係者が一体となって推進計画を策定し、

みずからフォローアップをしていくことで、具体的な施策の計画的な実施を期待するとともに、取組状況の報告を求めていくということを進めることにしております。

8 ページ目をご覧ください。迅速かつ円滑な権利処理の確保ということは、同時配信の実施に当たって、放送開始までに権利処理を行うことが必要になるわけです。このために、これまで積み上げられてきた放送後のネット配信の権利処理の実務上の運用手続を参考にして、同時配信への展開の手法、サービス内容を踏まえた権利処理の手続を整理し、課題を抽出し、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理の方法の形成について検討することが必要としております。

以上、この委員会のご報告とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの報告につきまして、皆様のご意見、ご質問を承りたいと思います。挙手の上、ご発言をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○近藤委員 いいでしょうか。

○須藤部会長 どうぞ。

○近藤委員 報告書に関連……、直接今年のことではないのですが、8 ページに、今後は権利処理を行うことが必要とあって、今後の重要な課題だと思っておりますが、今回、今回、一連の「hinadan」騒動でたくさん取材を受けて、テレビの番組に、私たちが過去配信した動画を無償で提供するということがたびたびありました。そうすると、私たちは、放送の番組を使わせていただくときには、ご存じかどうかわかりませんが、なかなかのお値段なのです。そういうときに、今後は、お金が欲しいと言っているのではなくて、そういうことも含めて、通信と放送の著作権とかの処理を考える仕組が総務省でも検討されていくという報告だと理解していいのかということ、すいません、自分で参加しておいて、今さら申しわけないのですが、教えていただけたらと思って質問します。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。村井委員、いかがでしょうか。

○村井臨時委員 事務局から補足していただいたほうが良いと思いますけれども、基本的には、8 ページに書いてありますように、さまざまな権利というのが、今までの多様な映像の利用の仕方には定められております。この中で、今回検討いたしましたのは、テレビ放送が、このような権利の決まりの集合の中で運用されてきたことに加えて、放

送と同じ内容がインターネット上で配信された場合に、どのような付加的な検討が必要であるのか、ここが焦点ではありましたが、今、近藤委員がおっしゃったような、一般的に放送された映像をどうやって再利用するかという件に関しては、私は既にさまざまに取り決めがされていると理解をしております、今回の議論の直接的なスコープではないと理解をしておりますけれども、事務局からフォローをお願いします。

○豊嶋情報通信作品振興課長 補足をさせていただきます。今、村井主査からもお話ありましたように、一応、メーンターゲットになっておりますのは、この表で申し上げますと、ちょうど同時配信の、いわゆる権利処理という部分にどう向かっていくかでございます、放送をするときの権利処理の話と、放送が終わった後の番組をネットで配信するというのは、もういろいろサービスが出ておりますので、法律上の取り扱いだけでなく、実務上の取り扱いのパターンが少しずつ形成をされてきています。

今回の、今後のターゲットの検討は、そういう意味で、いわゆる同時配信をする部分は、まだ実験的な取り組みのレベルを超えていないものですから、この表で言うと、ちょうど真ん中に該当する同時配信、つまり、ネットを使いながら放送を同時に流す部分ということについて、実務を含めまして、何ら実は処理のパターンは形成されていないと。この部分について、具体的にどう取り組むかということを中心として取り上げていきたいと思っています。

当然のことながら、検討する際に、これまでの放送の取り扱い、あるいは放送したものをネットで流す場合のVODを含めた取り扱いについても、当然洗い出しを行うわけですが、先ほど村井主査のほうからお話があったように、中心となる議論は、まさにこの処理の実務的なものがまだ未形成である部分の同時配信のところに、特に焦点を当てていきたいと考えております。

○近藤委員 ありがとうございます。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

堀委員、どうぞ。

○堀委員 ここまで取りまとめを、ほんとうに皆様ありがとうございました。ネットでの放送の同時、それが常時か適時かわかりませんが、これはもう時代の流れだと思っております。また、この先も委員会で、個別具体的な検討がなされると思っておりますけれども、ぜひ、東京的な視点だけでなく、各ローカル局、なかなか経営が厳しい、今後、少子高齢化もあって先が見えていない地方もございますので、丁寧にローカル局のご意

見も聞いていただきたいということが1つと、これから権利処理の問題を話し合われると思います。権利処理といっても十把一からげではなく、個別権利のあり方も違いますし、特に、海外が持っている権利をどう処理するのかというのは、日本だけの判断で決められることではない。ここも丁寧に、1つ1つのディテールの検討をぜひ行っていただきたい。特に、権利者と言われている人は、零細、個人含めて小さな団体が多くございますので、そこら辺の人たちの不利益にならないようなことを、またワーキンググループ等設置の上でご検討いただきたい。

それと、技術的なことですが、同時再送信が行われたときに、どれぐらいトラフィックに負荷がかかるかということでも、平時だけでなく、非常事態のとき、今回の九州の大雨も、やっぱりツイッターが非常に効果を発揮したということですので、ここら辺にどういう影響が出るのかということも、これは技術的なことだと思いますけれども、十分慎重に検討をしていただきたい。

私からの意見としては、この3つについては慎重に、それぞれのステークホルダーの皆さんの意見を聞いていただければと希望しております。

○須藤部会長　　どうぞ。

○村井臨時委員　　ただ今ご指摘の件につきましては、委員会の議論の中でも大変重要な点として議論されておりました。特に、昨日の最後の委員会では、地方の放送事業者がどのように活性化していけるかということが、地方そのものの活性化に結びつく大変重要な鍵であるという確認を行ったところでございますので、地上波の放送事業者を対象にすることは、全国のローカル局が非常に重要なプレーヤーとしての活躍を期待されているという部分だと思います。

権利処理に関する近藤さんからのご質問への回答につきましては、どうしてもこの委員会での守備範囲云々ということになってしまいますが、おそらく、本質は、多様化する映像の利用が出てくる中で、ご自身が関連されている映像や放送のコンテンツをどのように利用していこうかといったときに、どういう仕組みがあるのか、あるいはどういう手段があるのかが分かりにくいということではないかと思います。今まで、放送事業者、つまりプロの間で行われていた権利処理が、これから非常に多様な形で広がっていくために、ステークホルダーもまた多様になってくる可能性があるということの重要な示唆ではないかと思います。今回の協議会がそういう窓口を持つかどうかはまだ今後の検討ですが、窓口がきちんとわかりやすく発展をしてきてくべきだと思います。

す。

それから、災害時等に、今回の話がどう関係するかということも委員会で議論されました。放送という空中を飛んでくる電波と、地上のケーブルでつながるインターネットの両方で配信することは、補完性があるという意味でも重要であると思います。さきの震災では、放送を流す最後の手段として、バッテリーでバックアップされたモバイルデータ通信の環境が配信を担った場合もありますし、逆に、地上がダメージを受けたときには、放送に切りかわることで救われる場面もありました。こういうことを考えまして、いかに災害時、緊急時等に、より有効に放送の使命が果たせるインフラにするかといったことも検討の内容に含まれております。

以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。ほか、何かございますでしょうか。

三尾委員、お願いします。

○三尾委員　　権利処理の観点について、ちょっと私見を述べさせていただきたいと思えます。

権利処理については、非常に大きな問題であるという認識は、もちろんそのとおりではあるのですが、既に、異時配信の中で、ネット配信に対する権利処理がある程度できてきているという事実があります。異時配信と同時配信、若干違う面はありますけれども、そのまま使える面も多くありますので、いたずらに権利処理が大変であるとか、重いということを考えずに、権利処理が重いということを理由として、いろんなネットワークの活用が阻害されないようにしていただきたいなと思います。権利処理は大変ですが、当事者間で真摯に話し合っただけで不公平がないようにやっていけば、弁護士の観点ではありますが、それほど難しい問題ではないと思っています。ですので、権利処理を重く考え過ぎないでほしいというのが私の私見です。

以上です。

○須藤部会長　　どうもありがとうございます。これも重要なご意見をいただきました。

ほか、いかがでしょうか。

じゃ、藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員　　すいません、全然出ていなくて、素朴な質問なのですが、今回のこのご説明は、放送事業者の方々というのが前提になっているかと思うのですが、これは、ラジオの方々、音だけの方々はどういう扱いになっているのかというのを少し

教えていただきたくて、といいますのも、ラジオで、ネットと同時配信は既に行われていて、それに合わせて、生放送の場合はネット上でいろんな仕組みを使って、画像とか映像……、画像ですね、どちらかというところ。リアルタイムで流しながら、生放送を音でやっているのも幾つか見たことがあります。そういうものとこれが、そごがあったり抜け道が起きたりするのではないのかという素朴な質問でございます。

○須藤部会長　では、村井委員、お願いします。

○村井臨時委員　ご指摘のように、ラジオの同時再送信は、かなり長い間の準備とその運用の実験を経て、地域性を前提とした仕組み等も取り入れまして、成功裏に進んでいるという経緯があると思います。具体的にはradikoを中心とした動きですけれども、実はこの方たちに委員会に来ていただきまして、技術面や権利処理の現状をご説明いただくとともに、収集した視聴データの共通プラットフォームをつくり、放送事業者にフィードバックして、既に視聴データを放送のために有効に利用されているといったご報告を受けて、参考にしているところでございます。そういう意味では、保護というよりは、その経験を発展させてテレビ放送に使っていくということが議論の流れでございました。

一方では、ラジオとテレビでは何が違うのかという点ですけれども、基本的にはビジネスモデルが違います。テレビでは視聴率との関係で非常に細かく決まっている価格が、ラジオではもっとおおらかに決まっており、そこの部分を検討する必要がないという背景もございます。また、ラジオのトラフィック量は大変小さく、インターネットにかかる負担はほぼないわけでございます。そういったことも含めて、現状を参考にしながら新たに検討しなければならないことを洗い出したのが、ラジオとの関係でございます。

○藤沢委員　ありがとうございます。

○須藤部会長　どうもありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

私からも一言、主に委員の皆様からは、製作取引、権利書に重点を置いたご意見、それから、ご回答も村井先生からいただきました。三尾先生からおっしゃっていただきましたように、殊さら権利処理のところでの機動性をなくすような議論というのはやるべきじゃないと思います。その意味でも、7ページ目に書いてありますように、活動内容というところですが、(5) ベストプラクティスの収集・共有、まさに、これは製作・流通の確保のところなのですから、これと契約処理も同じで、どういうものがベストプラクティスなのか。堀委員がおっしゃるように、ステークホルダーが集まって、

適切にみんなでルール形成を考えてみるのが重要だし、そのための実証事業もやってみるべきだろうと思います。主体はステークホルダーの方々が中心になるべきであって、政府は、それを環境整備していただくのが妥当なあり方なのかなとは思っています。

それから、既に技術的なところ、第2章、たとえば6ページのIPマルチキャストですけれども、これは関西の準キー局5局によってマルチキャストの実証事業も行われておりまして、その意味では、まだキー局はやっていないと思いますけれども、いろいろな動きが出てきて、効率的かつ精密な動きも出ているということで、テクノロジーも配信基盤のあり方も、かなりいい動きが出ているだろうと思います。これは、この報告書の間答申の中に記載されていますので、また読んでいただければと思います。

ほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ重要なご意見をいただきましたけれども、基本的には、この報告書に大きな修正を施す必要はないと理解しました。皆様からいただいたご意見は、報告書を踏まえ、さらに今後どういうところを発展させるべきか、または留意すべきかということ、ウエーティングと申しますか、そういうところをお話しいただいたのだろうと思います。

つきましては、本報告書についても、7月20日木曜日、来週ですけれども、開催予定の情報通信審議会総会において、当部会から中間答申案として提案するということがご了解いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

## 閉 会

○須藤部会長 以上で本日の議題は終了いたしました。

全体的に、あるいはまた別のことでも結構ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、何かございますでしょうか。

○椿参事官 特にございません。

○須藤部会長 どうもありがとうございます。それでは、次回の日程につきましては、別途調整させていただき、事務局よりご連絡を差し上げるというふうにいたしたいと思っています。

それでは、本日はこれにて散会させていただきます。どうもありがとうございました。